

# 清川村附属機関等の会議結果の公表に関する基準

## 1 趣 旨

この基準は、清川村情報公開条例（平成 12 年清川村条例第 22 号）第 1 条及び第 28 条の規定に基づき、本村の附属機関及びこれらに類する機関（以下「附属機関等」という。）の会議結果の公表に関する制度の運用に関し、必要な事項を定める。

## 2 公表の対象となる附属機関等の会議

公表の対象となる附属機関等の会議は、条例及び規則に基づき設置する附属機関等の会議のほか、有識者等の意見を聴き、村政に反映させることを主な目的として要綱等に基づき設置する任意の協議機関（私的諮問機関）の会議とする。

ただし、常時、個人情報等の非公開情報を扱うことが明らかな附属機関等の会議については、あらかじめ公表しない旨を指定することができる。

なお、各行政委員会の会議は、法令等の定めにより、また附属機関等の会議であっても条例及び規則等で規定がある場合は当該規定に基づき、その結果の公表等を行うが、特別の定めがない場合は、本基準に則り、会議結果の公表に努めるものとする。

## 3 公表する会議結果の内容

- (1) 公表する会議結果の内容は、会議の名称、開催日時、場所、出席者、議題及び審議内容とし、会議で使用した資料を添付するものとする。
- (2) 審議及び発言等の内容は、その主旨を要約したものを記載することとする。
- (3) 審議及び発言等の内容は、発言等をした者が特定されないよう配慮して記載することとする。
- (4) 会議の結果又は会議で使用した資料に非公開情報に該当する記録がされているときは、会議結果の公表を行わないものとする、ただし、当該非公開情報が極めて部分的であり、かつ、その部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非公開情報に係る部分を除き、その理由を付して公表するものとする。

## 4 会議結果の公表方法

会議結果の公表は村ホームページを利用し、会議終了後、速やかに行うこととする。なお、公表期間は、原則として当該公開の日から 6 ヶ月間とする。

## 5 事務の所管

- (1) 附属機関等の会議結果の公表は、附属機関等の事務局主管課長が村長の決裁を受けて行うとともに、本制度を円滑に行うため、合議により総務課長が全体管理その他の庶務を所管する。
- (2) 附属機関等の事務局主管課は、総務課その他関係機関と連絡を密にし、本制度の適正な運用に努めるものとする。

## 附 則

この基準は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(参考1)

【清川村情報公開条例】

(目的)

第1条 この条例は、何人にも村政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、村民参加による一層公正で開かれた村政の実現を図り、もって地方自治の本旨に即した村政の推進に寄与することを目的とする。

(情報の提供)

第28条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、必要な情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(参考2)

○ 会議の公表対象となる条例及び規則で設置する附属機関等

| 担当主管課  | 項番 | 附属機関等の名称       |
|--------|----|----------------|
| 総務課    | 1  | 特別職報酬等審議会      |
|        | 2  | 情報公開・個人情報保護審議会 |
|        | 3  | 消防団会議          |
|        | 4  | 消防審議会          |
|        | 5  | 防災会議           |
|        | 6  | 国民保護協議会        |
| 政策推進課  | 7  | 総合計画審議会        |
| 税務住民課  | 8  | 国民健康保険運営協議会    |
| 保健福祉課  | 9  | 子ども・子育て会議      |
|        | 10 | 健康づくり推進協議会     |
|        | 11 | 新型インフルエンザ等対策本部 |
| 産業観光課  | 12 | ふれあいセンター運営委員会  |
| まちづくり課 | 13 | ホテル等建築審議会      |
|        | 14 | 簡易水道事業運営協議会    |
|        | 15 | 公共下水道事業運営協議会   |
| 学校教育課  | 16 | 総合教育会議         |
|        | 17 | 学校給食センター運営委員会  |
|        | 18 | 学校運営協議会        |
| 生涯学習課  | 19 | 青少年問題協議会       |
|        | 20 | 社会教育委員会        |
|        | 21 | 村史編さん委員会       |